

つながる鎌倉エール事業 QA集

令和7年3月更新

No.	ジャンル	質問	回答
1	採択数	それぞれいくつの事業が採択されますか	▼スタートアップコース 1団体10万円を上限として、5団体分の予算を確保しています。少額の提案があった場合には5件以上採択する可能性もあります。 ▼地域活性化コース 1団体30万円を上限として、概ね3団体分の予算を確保しています。少額の提案があった場合には3件以上採択する可能性もあります。 ▼協働コース 1団体50万円を限度として、概ね2団体分の予算を確保しています。少額の提案があった場合には3件以上採択する可能性もあります。
2		提案の合計数がスタートアップ5件以下、地域活性化コース3件以下、協働コース2件だった場合は全件が採択されますか	審査選考により、選考基準に満たない場合は採択されない場合もあります。
3	申請要件	国や県・その他補助事業による補助金を既に受けているが、応募できますか。	実施年度に他の補助金を受けている（または受ける予定のある）団体は応募できません。
4		企業からの寄付金やクラファンによる収入を受けていますが、応募可能ですか？	企業や一般の方による“寄附的”な性質をもつ収入に関しては応募が可能ですので、企業からの寄附金、クラファンによる収入がある場合は応募が可能です。 しかし、団体に対して行政や財団、法人等による、補助や助成の性質をもった特定の資金の給付を受けている場合には応募はできません。 この趣旨としては、エール事業は市の公金を用いた補助制度であり、支援を必要とする様々な団体の支援に適切に役立てたいため、既になんらかの交付を受けている団体は対象外とするものです。

5	申請できる団体の要件にある「公益性を有する団体」の定義は何ですか。	規約や定款に「地域に貢献する」などの公益性に関する文言の記載があるかで判断を行います。
6	株式会社を始めとする企業（営利団体）は応募できませんか。	申請可能な団体は、非営利組織に限定されますので、応募はできません。
7	非営利組織とは、どの様に判断するのですか。	鎌倉市市民活動センターは個人や企業の登録もできることから、利用登録を行っている団体のうち、非営利組織として登録されている団体のことを指します。
8	申請要件 一度エール事業に採択されたらもう応募できませんか。	▼スタートアップコース 複数回の申請が可能です。ただし1年ごとに審査が必要です。スタートアップコースの場合は、補助対象が3年以内の団体で最大3回まで申請できます。 ▼地域活性化コース 団体として2回採択されるまで申請が可能です。ただし、1年ごとに審査が必要です。補助額の上限は、2回目の申請では最大15万円です。 ▼協働コース 団体として1回までの採択となるため、一度採択された団体は申請できません。（なお、令和4年度及び令和5年度に採択された団体は、当初、事業期間が1年であったため、再度の申請が可能です。）
9	地域活性化コース、協働コースともに、採択されない限りは何回でも応募できますか。	採択されない限りは、何回でも応募可能です。 なお、地域活性化コースは2回までの採択、協働コースは1回までの採択まで応募可能です。

10	申請要件	スタートアップコースの団体の要件として、「設立3年以内かつ過去の申請回数が2回以下」とあるが、どういう意味ですか。	スタートアップコースに申請できる団体は、設立の日から3年以内の団体としています。 このとき、4月1日に設立した団体と応募締切日に設立した団体を比較すると、団体としての実績はほぼ変わりませんが、4月1日に設立した団体は3回、応募締切日に設立した団体は、3年後の応募締切日にもありますが、最大4回申請できる可能性が生まれ、機会の公平性に欠けています。 したがって、このような設立日の多少の前後による不公平さを解消するため、スタートアップコースに応募できる団体は一律で、過去の申請回数は2回まで、つまり、最大3回までの申請を可能にするものです。
11		スタートアップコースに応募し、更に地域活性化コースに応募することは可能ですか。	地域活性化コースには設立年数の要件を設けておらず、応募締切日や事業の実施年度も異なることから、応募可能です。 また、スタートアップコースの選考後に応募することも可能です。 <u>ただし、それぞれの制度の目的や審査選考基準が異なることから、それぞれよく読んだ上でご応募ください。</u>
12		地域活性化コースと協働コースを同時に応募することは可能ですか。	補助金の交付時期が重なるため、同時の応募はできません。
13		会の活動や運営は一人で行っていますが、利用者としてイベントを企画すると参加者は大勢いるが申請できますか。	イベントの参加者は団体の構成員ではないため、事務局や運営者としての構成員がスタートアップコースは3人以上、地域活性化コースと協働コース5名以上でないと申請できません。

14		申請要件である団体の会則や規約はいつまでに作成すればよいですか。	▼スタートアップコース 事業実施前までに規約を作成していれば問題ありません。 ▼地域活性化コース 事業実施前までに規約を作成していれば問題ありません（設立年数・活動継続の要件がないため）。 ▼協働コース 上記2コースとは異なり、既に会則や規約のもと活動がなされている必要があります。
15	申請要件	この4月から既に事業を開始しているが、事業の対象になりますか。	▼スタートアップコース 4月から7月までの事業は対象とならず、8月から翌年3月31日分までの予算を積算できれば対象となります。ただし、4月から開始している事業は、団体の負担のみで事業が実施できることが想定されるため、審査選考において評価が分かれる可能性があります。 ▼地域活性化コース 実施期間は翌年度となるため、今年度の事業は対象とはなりません。 ▼協働コース 協働コースの実施期間は、翌年度から最大3年間となるため、対象になりません。
16		国や県・その他補助事業による補助金を既に受けているが、応募できますか。	▼スタートアップコース 事業の実施年度（今年度）に、団体として他の補助金を受けている事業は応募できません。 ▼地域活性化コース 事業の実施年度（翌年度）に、団体として他の補助金を受けている事業は応募できません。 ▼協働コース 事業の実施年度（翌年度以降、事業実施の全期間）に、団体として他の補助金を受けている事業は応募できません。

17	予算の積算	一つの団体から同じコースに複数の事業を応募できますか。	令和6年度からのエール事業の見直しに伴い、事業の実施年度に他の補助金を受けている「団体」は対象にならない旨を定めたことから、異なる事業であっても一つの団体から同じコースに複数の事業の応募はできません。
18		採択された場合、市からの負担金以外に自らの団体の会費等を収入としてもよいですか。	問題ありません。
19	予算の積算	人件費の積算については詳細な根拠は必要ですか。	明確な根拠は必要ありませんが、最低賃金などを参考に積算をお願いします。高額に設定した場合、その理由を審査選考会で質問があることが想定されます。
20		自動車の保険代は対象になりますか。（保険なので年間でかけている）	事業期間分のみ（スタートアップコースであれば8月1日から3月31日まで）で積算ができるのであれば対象となります。ただし、自家用車にかけている保険代については対象になりません。事業として送迎のときのみ補償している保険代は対象となりますので、細かな積算が必要になります。
21		神社仏閣を会場として使用する場合、会場費として計上することはできますか。	問題ありません。 単に会場として神社仏閣を利用する場合に、その利用料を予算に計上することは、宗教上の関わりを持つことに該当しません。
22		補助対象経費の消耗品費について、経常的に事業で使用する物品の購入も可能ですか。	対象になります。ただし、私的利用が可能となってしまう高価な物品の購入の可否については事前にご相談ください。

23	対象経費	審査選考会で採択されてから収支予算書の内容を変更することは可能ですか。	審査の対象は予算にも及ぶため、大きな変更は不可ですが、原則として予算時から、不可避的な増額（又は減額）が発生した場合の軽微な変更は可能です。可能な限り変更がないよう申請時に適切に見積を行ってください。変更が必要な場合には、あらかじめ地域のつながり課、または協働の担当課までご連絡ください。
24	決算書	作成した予算書と、実際にかかった決算書の額はズレても問題ないですか。	基本的には当初の予算書のとおり進めていただくことが原則ですが、軽微な支出の変更は想定できるため、問題ありません。ただし、あまりに異なる支出が発生すると事業報告会の際に質問される想定されます。
25	補助金の 前金払い	事業実施前に補助金をいただくことは可能ですか。	▼スタートアップコース 可能です。事業採択後に概算払いの希望を確認いたします。ご希望の場合、振込は最短でも9月中になることをご了承ください。 ▼地域活性化コース 可能です。ご希望の場合、実施年度当初（4月初旬）に補助金交付申請を行い、振込は最短でも5月中になることをご了承ください。 ▼協働コース 可能です。実施年度に担当課と協定を締結後のお支払いとなるため、時期については担当課にご相談ください。
26	中間報告	協働コースの中間報告とは何をするのですか。	実施年度中の事業の進捗状況についての報告を行い、鎌倉市市民活動推進委員から講評やアドバイスをもらう場として実施します。

27	その他	中間報告の内容や、聴取・調査で確認した内容について、推進委員会が事業評価を行うことができるかとあるが、どのような趣旨ですか（51・52条）。	全コースに共通して、市から、事業の進捗状況等に関して確認や聴取を行うことがあります。 その内容が、採択時に想定されたものと著しく異なる（進んでいないことや不可抗力等による事業実施困難な状況）場合、市は、市民活動推進委員会に事業の評価をさせ、その結果として選考基準を下回る場合、事業期間を短縮させることがあることを規定しています。
----	-----	---	--

※上記に掲載のない内容については、NPOセンターもしくは地域のつながり課までご相談ください。